

**東葛中部地区総合開発事務組合立みどり園指定管理者審査会
令和元年度審査結果について**

1 東葛中部地区総合開発事務組合が指定管理者に実施したモニタリングの状況及び令和元年度モニタリング評価結果について

モニタリング実施状況は、計画書に基づき概ね適正に実施されている。また、履行状況・サービスの質などにおける各項目の評価についても適正に評価しており全体としての評価案に問題はない。

2 モニタリングの方法等に対する助言等

評価方法については、評価結果を外部から見た場合にも分かりやすいものとすることや、指定管理者にとっての動機付けにつながる視点なども必要である。

その対応としては以下が挙げられた。

(1) アンケート回収率の向上

保護者の方に対するアンケートの回収率を上昇させ、50%を目指すこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの確認

コロナ禍における職員の家族で濃厚接触者が発生した場合の対応マニュアルについて作成されているか確認すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応に係る業務継続計画の確認

コロナ禍におけるBCPが策定されているかを確認すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応に係る人員確保の協力体制

コロナ禍における非常時の人員の確保について、千葉県との協力体制が確保されているかを確認すること。

(5) 第三者評価

第三者評価の確認をすること。

(6) 評価理由と根拠の記載

モニタリング報告書評価項目評価基準の評価の理由と根拠をチェックシートのコメントに詳しく記載するようにすること。

(7) 入浴時の事故の検証

入浴時の事故の検証と報告書を各委員に送付すること。その中では、再発防止策がなされているかを確認すること。

各委員は、送付された検証報告書を確認後、意見がある場合は事務組合へメールで連絡する。

もたらされた意見について、委員間で共有した上で、審査会での検証・確認とする。

以上